

[資料紹介]

## 「こと葉の自由—樋口一葉『通俗書簡文』の生成—」 補 遺

荒井とみよ

「書簡体の研究」において、わたしはいままでテーマとしてきた樋口一葉とこれをつなぐことにした。最晩年に著した「通俗書簡文」は、盛んな一葉研究の中でも最も等閑にされている作品である。博文館の『日用百科全書』の一冊としてこれが発行されたのは明治29年である。日清戦争直後のこの時期は、明治という時代においてどのような意味をもっていたか、日本語の問題、ことばの文化の問題としてどういう時代であったか、そういうことを考えたかった。

まず大谷学会秋期研究発表会(1996年10月)で、「樋口一葉『通俗書簡文』について」として発表した。この結果は「大谷学報」(第76巻3・4号、平成9.3.31)に掲載。論文としてまとめたものを「文藝論叢」(第48号—1997・3)に発表した。「『こと葉の自由』——樋口一葉『通俗書簡文』の生成——」である。

「通俗書簡文」を分析しながら、近代散文の成立という問題を抜きにはこの研究は進まないと思われた。樋口一葉が書簡文範を著わすについて、その序に「こと葉の自由」ということを記したが、このモチーフはどのような状況を背後に抱えていたのかということである。「通俗書簡文」のテーマから、その語彙ははみ出すものをもっている。

ここに紹介するのは、そうした問題解明への手がかりとしてである。三つ紹介する。一つは『日用百科全書』の中の「作文自在」(第十八編)で、明治29年11月27日発行、編集者は大橋又太郎、発行者は大橋新太郎である。いま一つは博文館がこれに続けて刊行した『通俗百科全書』の「通俗文章学」(第十八編)、明治33年8月18日発行、著者は宮川鉄次郎、発行者は前者に同じ。また一つは「通俗書簡文」と同年に発行されていた書簡文範『文のはやし』『思ひの栞』である。

## 1. 「作文自在」について

例言にいう、「本編は質軒岸上操君の編録する所、専ら普通文を作るに就て、心得となるべき要訣を述べんと欲するにあり、故に邦文の起源沿革よりして、凡そ文を作るに、守るべきこと、避くべきこと、並に種々心にすべき事どもを、例を挙げ喩を設け、順次に項を逐ひて論述したり」と。「普通文」とは何か、『日本国語大辞典』には「明治以後に中古文の文法をもとに漢文読み下し調や近世の文章などの折衷として成立した日常用の標準的な文語文のこと」とあり、明治40年国語調査委員会の「送仮名法」の例言を記している、「本法は現行普通文を標準として規定したるものにして書簡文、口語文には之に準じて多少の斟酌を要すべし」と。つまり「普通文」とは、近代散文が確立する前夜の、過渡期の産物ということだろう。

「作文自在」でそのあたりを探ると、「時は其時に応ずる文を要せり、まして社会交通の発達せる今日、死文、擬古文もて、普通百般の用に応ずべくもあらねば、ここに今日の普通文は起りけるなり、これ最も実用に適切に、はた自由自在に操縦して、其妙を窮むるに至るべき時文なり」(十九)という。

また「已に今日の普通文は、開闢未曾有の形を顕はさでは得あらざるものとす時は、古人の文に於てはいかなる名文といふとも、今日の模範とはなし難しとせんか、本居、村田、貝原、新井の如き、文学界に泰斗と仰ぐべき大文章家も猶未だ聞及ばざるが如く、殊に今の世は日夜に進みつゝある時なれば、甚しくいはんには、去年の文は已に今年の模範とはなし難しともいふべし、かたがた此普通文の上に於て模範とすべきもの、果してなにかありといはん」(二十九)と、正直に書いてある。混乱と模索が如実に読み取れて、当時の状況を知る手がかりとして貴重である。

「今日通用の文章の乱れたるは世の一般の認むる所なるが、さて如何にして斯くは乱れたりけるか、この乱を撥きて正に反すの道ありや、はた如何にしてかこの乱を匡濟せんか、この問題にして正当に解釈せらるゝの日は、即ち堂々たる明治新体文の興るべき時なるべし」(六十三)

ことが乱れているという反省はいつの時代にもあるが、ここに見られるのは規範とするものの不在である。それを「乱」という。基準がないので右往左往しているということである。しかし新聞雑誌の類は、日に夜を継いで刊行さ

れている。文体が定まらないからといって待つてはられない。漢文体と和文体が相半ばしてその長短を争う。「体」の模索であるから当然、ジェンダーがこれにからむ。「男女文を異にするは、其弊ありてその益を見ず、今のまゝにては、男をして女の文によらしむるも、女をして男の文に従はしむるも、共によろしきを得ざるに似たり、是点より考ふるも、作文一般の標準を示すことは、いよいよ今日の急務なり」（六十九）は、今泉定介の「日本之少年」からの引用である。例言に編者とあるように、古今と問わない引用が多用されている。「嗚呼明治の文は、それ何くに定らんとするか」という編者の慨嘆は生々しく、この一編に読者を引き付ける力となっている。

前述の今泉の引用があるにもかかわらず、「文の氣」の項では、「文に氣を以て勝れるものあり、この種は比較的に国文よりも漢文の長所たること、其自然の結構に依れるなるべし、されど古代に在ては氣迫蒼高なる文字、国文中にも少からざりしが、例の女文字となり果てより、国文は概して優柔なるものにはなりけり」という。漢文体と和文体を是々非々で編集してきながら、ここに至って漢文体への急傾斜がみえる。

## 2. 「通俗文章学」について

前者を承けて、大きく漢文体へ歩を進めているのが特徴である。

「余も亦漢文直訳体を排すと雖も、普通の仮名交り文を学ばんとするものに対しては、先づ漢文の修熟を勧告せざるを得ず、何となれば是れ仮名交り文の因て生じたる根元なればなり、然れども此に注意すべきは、漢文の奴隸とならざること之なり」（六）

全体は七編からなっているが、「普通文」という問題意識はここにはない。迷いや苦悩は拭われていて、一つの方向性を持っていることは刮目すべき現象である。さらに「通俗書簡文」との対応でこれを読むと、興味深いのは、番外に付録として掲載された著者自身の論考である。「文を批評するは文を学ぶの一法なり」として、明治22年朝野新聞の懸賞文に応じて入賞したものを、初学者の批評の資に供するというものである。題は「本邦女子教育論」。

第一「女子真正の幸福とは何物ぞや」第二「女子真正の職務は何物ぞや」第三「既往の女子教育は如何」第四「現今の女子教育は如何」第五「将来の女子

教育は如何すべきや」第六「女子の職業を論ず」という構成である。

『良妻賢母という規範』（小山静子）によれば、日清戦争後に女子教育への社会的関心が非常に強くなったというが、こういう形で文章学の中にさえ混入して来ているのである。つまり、この「通俗百科」は読者にもっぱら女子を想定していた。

### 3. 『男女必携 文のはやし』『男女必携 思ひの栞』について

池内紀が「通俗書簡文」には恋の文範がないと指摘していることを受けて、先の拙稿では「恋文など文範無用ということでもあるが、『恋』は小説のテーマであったのだと思う。しかし、これは稿を改めて検討しなければならない大きい問題である」（前掲・31頁）と記した。つまり問題を先送りしたのである。以下の資料はこの問題を解決するために役に立つのではないかと考える。

『男女必携 文のはやし』は『男女必携』シリーズの一冊である。明治29年刊、編集印刷発行者は深沢喜作、縦11.5 cm 横 8 cm、和とじの装丁の袖珍版である。

序にいう、「男も女も玉章のかきやう知らぬ程不自由之事ハあらじ又送られし文の読めぬ程心残りの事はあらじされば幼き時よりこころ懸けて学ぶべきは文のはやしにこそ昔は遠きかたに音信を通ぜんにも郵便の設けもなければ従て文かく業もつたなかりしが今は如何なる片田舎ニ居るも思ふ心を筆に運ばせ送るに易き御代なれば誰れも心得置くべき事になん 晋春居主人述」（ただし変体仮名はすべて平仮名に直す）

なおこのシリーズの『思ひの栞』の緒言は「日々開け月々進む明治の大御代ハ流石ニ遷り変りきて男女の別ある趣まで昔の容とは異れり」とあり、併せて読むと出版意図が明瞭である。新しい時代の到来によって手紙の書き方、男女の交際の仕方を人々は模索している。これに応えようとする企画である。

「目録」は次のとおり。「○屋敷勤めの女に送る文 ○同女より男ニ送る返事 ○花見に女をさそふ文 ○同男に送る返事 ○隔りたる男の許へ送る文 ○傾城より送る文 ○傾城に送る男の返事 ○花菖蒲を添へて女ニ送る文 ○身の上を案じて女より男に送る文 ○久しく音信なき男へ送る文 ○言号イヒナヅケの男の許へ送る文」

この文範にも「通俗書簡文」と同様に上欄が設けてあり、「男女交合機論」(約1200字)を記載する。二部分に分かれていて、「交合ハ男女の義務なり」と題する前部は「抑も交合の尊むべくして猥りになすべからざる所以の物ハ他なし即ち子孫繁殖を図り人類の根源を断絶せざらしめんがためなり換言すれば所謂社会の義務而して吾人が義務を首尾好く果させんがために造化の配剤を以て愛情快味色欲を与へ満足の結果を得せしめんと欲す」と始まる。結婚の科学的社会的意義を分かりやすく述べようとするものである。「過淫の害毒予防の法」とする後半部分は養生訓話である。「毎朝早起して直ニ嗽口すべし日の出で後起きて久しく嗽を怠るは悪し 毎夜必ず概ね十時を定限として臥床すべし寢床するに一定の規則なきハ則ち健康を破るなり」という。大変に健康的な提言が展開される。題名で憶測すると誤解を生じるだろう。

さて文範の中から二例を掲載する。

「○傾城より送る文」

御礼かたがた御尋ね申上候扱とや先もじハ御いらせられ下され嬉しう存上候其後は絶えて御出もこれなく力と思ふ命毛の御筆の御伝もあらせられずいろろかたき御漸しも有之候御前様ニていとかばかりの御便りもなく候ハ若しや此頃時候の不順に候まま御煩ひにても有之哉と案じ過し申候此間も御前様よりくさぐさ御情ある御言葉をいただき誠ニ勤する身の果敢なさハ親の為ニ苦界に沈むとハ申ながら親ハ息才ニて暮し居るニや姉や弟ハ如何かと故郷の事など案じ暮し申候ても身ハ籠の内なる小鳥と同じく彼方の空を望んでハ伏し拜むのみニ御座候通ひ路繁き御客様の内ニも御前様のやうお言葉を下され妾が身の行末まで御案じ下され御慰めの誠心御明し下さる御方様ハ一人もなく素より浮気な色町ニ候へば実意ある捨言葉さへ掛けらせらるる御方ハ一人もなき候なれば何となう御前様をバ親身の御方のやう頼母しう思はれ申候御家の首尾の悪かれと申上るニてハ無之候へ共御都合の宜しき日も有之申候ハ々是非ニ一度の御げんを得度御迷惑ながら妾が胸ニさだめ兼ね候御相談をも願度候まゝ御出せの程祈り入りたてまつり申候あまり御無沙汰御致し候へばまはらぬ筆ニ御伺ひ申上候御判じ読み下され度先ハ目出度あらあらかしこ

「○言号の男の許へ贈る文」

此頃母につれられて浄瑠璃聞きニ参り候処折節本朝二十四孝十種香の段を語るもの有之申候余り心ニ感じ入申候まゝ一本をあがなひ求め能々味ひ申候へバ

人情を写すの妙ハ流石名人の筆なりしものと一志は我身ニつまされて涙ニむせび申候

親どの云号ありし様子を聞くよりも嫁入する日を待ち兼ねて御前の姿を絵ニかゝせ見れば見るほど美しい

如何ニしてかくも筆のまはりしものニや是れニ付けても御前様ニハ実地商業御練習の爲めとやらニて暫く御地御滞在罷在り候ても明る年ハ御帰りの御事と其れのみ楽しみニ暮らし居り申候終々深く感じ入り候てハ斯様なるたわ言を申上御赦し下され度候さし当りかはりし事もなく只々御身の上御大切ニ遊申上るもぶしつけながら目出度ご卒業相成錦飾りて御帰りの程神かけ念じ上申候お両親様もご機げんよろしく御いつくしみの洋犬も肥え太り申候この毛糸編のシャツ御用ニも相立候へば嬉しふ存上候せつかくせつかく御撰養ニあそばさる様念じ上げ候先ハあらあらめでたくかしこ

『男女必携 思ひの葉』の目録を次に掲げる。

- 心替りたる女の許へ送る文
  - 手堅き女に送る文
  - 後家に送る文
  - 思ふ心を女に言ひ送る文
  - 男より女学生に送る文
  - 逢ふて後男へ送る礼の文
  - 紅梅に添へて女へ言ひ言ひ送る文
  - 芸妓より送る文
  - 娘に写真を送る文
- 上欄
- 傾城に誠ハなきものか
  - 婚礼の心得

資料として紹介するものは以上である。